

「おくやみコーナー」の開設について

御家族を亡くされた遺族の方が、その後の多岐にわたる手続をする際に、どのような手続が必要になるか分からないことや、複数の窓口で何度も同じ内容の記載を求められることが大きな負担となっていました。

そこで、新たに「おくやみコーナー」を開設し、手続に必要な申請書等を一括して作成できるよう支援することで、遺族の方の負担を軽減し、市民サービスの向上を図ります。

なお、「おくやみコーナー」の開設は、県内では大和市、海老名市に続く3番目で、土日を含めて実施するのは、当市が初めてです。

1 開設日

令和3年1月4日(月) 平日及び休日開庁日(年末年始を除く。)

2 利用時間

午前9時から午後5時まで

※ 窓口又は専用電話による3日前までの事前予約制とします。

3 場所

市役所本庁舎1階 戸籍住民課窓口内

4 実施内容

- (1) 予約受付時に該当する手続を確認し、来庁日時を決定
 - (2) 死亡者及び来庁者の情報を関係課に連絡し、必要書類を来庁日前日までに戸籍住民課へ届けるよう依頼
 - (3) 関係課において来庁者の手続に必要な書類を準備
 - (4) 予約当日、来庁者に必要書類を渡し、窓口で記入等の手続を支援
- ※ 詳細な説明が必要な場合は、各課担当職員が窓口で対応

5 その他

死亡届の提出時、その後に必要となる手続等についてまとめた冊子「おくやみハンドブック」を配付することで、手続の対象者、内容、期限等をわかりやすく周知します。

また、この冊子と併せて「おくやみコーナー」の利用案内チラシを配付することで窓口の利用促進を図ります。